

戦後民主主義とその作法：社会啓蒙家としての宮沢 俊義

高見，勝利
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1878>

出版情報：法政研究. 54 (2/4), pp.169-204, 1988-03-16. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

戦後民主主義とその作法

——社会啓蒙家としての宮沢俊義——

高見勝利

はじめに

- 一 戦後民主主義と戦前の「民主的」伝統
 - (一) 出発点としてのポツダム宣言・日本国憲法
 - (二) 「民主的」伝統の回顧
 - (三) 民主主義の旗手としての吉野作造・美濃部達吉
 - 二 民主主義の精神と社会生活の在り方
 - (一) 個人の尊重
 - (二) 社会生活の作法
- むすび

はじめに

戦前において既にその学問的活動を開始し、戦争中、時局に関連して多かれ少なかれ社会的な発言を行って来た者

にとって、戦後の民主主義・平和主義に対して一体どのような態度で臨みうるのか、大変難しい問題であるように思われる。一九二五年東京帝国大学法学部の助教授となり、三四年以来教授として憲法第一講座を担当してきた宮沢俊義とても、その例外ではありえない。宮沢は、この問題を、戦争中ナチに協力したとして戦後アメリカでの演奏を拒否されたフルトヴェングラ、ギーゼキングといった音楽家に関連させて、やや間接的ながら次のように説いている。

「イギリスと戦争したからといって、『螢の光』を歌わないというのは、ばかげている。ドイツと戦争したからといって、ヴァグナーものを上演しないというのも、ばかげている。(さすがに、ドイツと戦争したからといって、ヴェトオヴェンをやめることにした国は、ないようである)。同じように、日本と戦争したからといって、『マダム・バタフライ』を上演しないというのも、ばかげている。……これらの点については、おそらく、少なくとも現在においては、あまり異論はあるまい。しかし、ヒットラーに多少でも協力した音楽家の演奏を自由にみとめるかどうか、という問題になると、ことはそう簡単にはきめられない。ヒットラーに協力してナチ的文献を書いた人が、こんどは民主主義の宣伝書を書くということは、たしかに問題であるが、ヒットラーの保護の下で、ヴェトオヴェンをひいたピアニストが、トルウマンの前で、同じヴェトオヴェンをひくことに、なんのふつごうがあるか、そこで演奏されるヴェトオヴェンは、まったく同じものではないか、こう反問されると、それもそうかなという気もする⁽¹⁾」

右の引用中、傍点で示した問題は特に戦後の我が国の場合深刻である。蓋し、宮沢によれば、「戦争中の日本人は、誰も彼も『聖戦』を信じ、『必勝の信念』に燃えているかの如く語るを例とした。ところが、今日の日本人は誰も彼も民主主義を信じ、平和主義を奉じているかの如くに語っている⁽²⁾」からである。

では、宮沢自身はどうなのか。後年、戦争中のことをふりかえりながら、「今から考えると、戦争になる前になんとかできなかつたのか、残念でしょうがない。……痛恨も痛恨、そのはなはだしきものだ⁽³⁾」と語りつつも、しかしな

がら、戦前から既に、「ファシズム・ア・ラ・ジャポネズ」の進展とともに、「民主制を、その反対物たる独裁制と比較することによって、その本質を明らかにする目的で、いくつかの論文を書き、そこで「民主制と独裁制との精神的な意味を、もっぱら科学的に分析しよう」と……ところみることが、おのずから、『危機』においてめられていた民主制を独裁制の前に防衛する役割を演ずることになるはずだと……意識していた」宮沢にとつて、ポツダム宣言および日本国憲法において示された民主主義と平和主義について積極的に発言し、熱心にそれらを説くことはいわば当然のごとく考えられたものと思われる。少なくとも、それは、戦後の再出発にあたっての宮沢の自己理解であつたと解することができよう。

本稿は、日本国憲法制定前後における民主主義、平和主義に関する宮沢の発言、特に前者に関する彼の諸々の主張を素材に、その戦後民主主義論の特質を少しく明らかにしてみようとするものである。

- (1) 宮沢俊義「政治と音楽——ナチ協力者として排斥された音楽家たち——」評論一九五〇年二月号三八頁。なお傍点は筆者。以下すべて同じ。
- (2) 宮沢俊義「心の制服」銀杏の窓一三七頁（一九四八年）。宮沢は、また、「昨日まで日本精神を説き、打倒自由主義を唱えていた連中」のなかには、今日、占領軍に「むやみに媚びるもの、一身の安全（？）をはかる為に友を軍国主義者と中傷するもの」も「少なくない」とする。宮沢俊義「やせがまん」銀杏の窓一四〇頁。
- (3) 「この人・宮沢俊義氏——このほど解散した憲法問題研究会の長老」法学セミナー一九七六年七月号三頁。
- (4) 宮沢俊義「はしがき」民主制の本質的性格一〜二頁（一九四八年）。

一 戦後民主主義と戦前の「民主的」伝統

(一) 出発点としてのポツダム宣言・日本国憲法

最初に、敗戦に伴うポツダム宣言の受諾と明治憲法の改正¹¹日本国憲法の制定が宮沢の平和論・民主主義論にとって如何なる意味を有するものであったか、という点について明らかにしておきたい。ポ宣言の受諾の意味について、宮沢は、「議会制度の民主化」と題する一九四六年三月号の『中央公論』に寄せた論文のなかで次のように述べる。

「〔ポ宣言の受諾によって〕日本は平和的な民主国家となるべき使命を負わされた。日本は国民の自由に表明せられた意志にもとづく責任政府を樹立しなくてはならない。そして、この目的の達成を妨げる虞れのあるあらゆるものが完全に排除せられなくてはならない。かくて日本の軍隊は解消した。その結果として統帥権というものも姿を消し、永年にわたって日本の政治をあのよう⁵に強く特徴づけた統帥権の独立という現象も消滅してしまった。神社も国教たる地位から追放せられた。本年ははじめの詔書では、天皇を神とする教説も真向から否定せられた。国民の自由に表明せられた意志は日本の政治体制のあらゆる部分にまでおよびうる⁵ことになり、またあらゆる部分にまでおよばなくてはならないことになった」。

また、同じ時期に行われた三回連続の「講義⁶」をまとめた「憲法改正と民主政治」のなかでも、宮沢は、その冒頭において次のように述べ、ポ宣言に示されたデモクラシー、民主政治について個々の国民が十分に理解することの必要性を説く。

「申上げるまでもなく敗戦にもとづくポツダム宣言の受諾によりまして我々は民主政治、或いはデモクラシーというものを確立しなければならぬという国際法上の義務を負わされました。従って我々が欲すると否とに拘らず我々はそれを実行しなければならぬという地位にあるのであります。ですからそれだけの理由によりまして我々は民主政治とは何であるか、デモクラシーとは何であるかということを一応知らなければならぬわけでありすが、それ以上にこの講義の中で私が申し上げますように、私の信ずるところによれば、民主主義の確立ということには単にポツダム宣言によって我々に与えられた義務であるというばかりでなしに、我が国の将来における真の発展のためには是非必要なことであると思われまので、その意味においてそれがどういふものであるかということをお我々は知らなければならぬと信ずるのであります。すなわち一方においては、我々に与えられた義務として、又他方においては、私の考えによりますれば、将来の日本建設のために必要欠くべからざるものとして、デモクラシー、或いは民主政治というものを真面目に考えなければならぬのであります」。

ポ宣言の受諾は、現実政治においては明治憲法の改正・新たな憲法の制定を導くことになる。「日本国憲法」制定の直後に物された「新憲法の概観」と題する論文のなかで、宮沢は、「終戦と共に憲法改正が俄然各方面で論議されるようになった」としたうえで、次のように述べる。

「いうまでもなく、『それは』ポツダム宣言の線に添って民主政治を樹立し、平和国家を建設するために憲法を改正する必要があるのではないかという議論である。この点については、『いままでの日本の政治が軍国主義的であったのは必ずしも明治憲法のせいではなく、その運用がわるかったためである。従って、その運用を改めさえすれば憲法を改正せずとも、民主政治の樹立および平和国家の建設は可能である』という趣旨の憲法改正不要論もなかなか有力であったが、これに対して憲法改正必要論は各種の出版物において強く唱えられた。そして、『一九四五年』

一〇月政府と内大臣府とがほとんど時を同じうして憲法改正に着手するに至り、憲法改正は急に現実性を与えられることになった⁽⁸⁾。

かくして国民世論のみならず「国際的な圧力」にもとづいて「改正された憲法、新たに作り直された憲法は、「何よりポツダム宣言の条項に即して民主政治の徹底強化をその最も大きな目的としている」⁽⁹⁾。では、新憲法は民主政治をどのようにして「徹底強化」しようとするのであろうか。これについて、宮沢は、日本国憲法が制定せられる以前から、既に、「憲法改正の理念」として非武装国家、「平和国家の建設」ということ説いている。

「ポツダム宣言で日本は『平和的傾向を有する責任政府』を樹立すべく要求せられている。しかし、かりにそういう要求が為されていないとしても、日本を再建する路は平和国家の建設をおいてはないのだということを銘記すべきである。そして、憲法改正はもっぱらこの理念にもとづいて為されなくてはならない。

たとえば、憲法改正において軍に関する規定をどう扱うべきかの問題を考えてみる。現在は軍は解消したが、永久にそうだというわけではないから、軍に関する規定はそのまま存置すべきだという意見もありえよう。しかし、日本を真の平和国家として再建していこうという理念に徹すれば、現在の軍の解消をもってたんに一時的な現象とせず、日本は永久にまったく軍備をもたぬ国家——そのみが真の平和国家である——として立って行くのだという大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもう⁽¹¹⁾。

新憲法は「徹底した平和主義」を採用し、「徹底的な国際的な無抵抗主義」を実践しようとするが、それは、宮沢によれば、民主主義の原理から「当然に」要請せられるところのものである⁽¹²⁾。蓋し、民主政治は「平和の政治」であり⁽¹³⁾それは、「平和においてのみ、可能である」からである⁽¹⁴⁾。

- (5) 宮沢俊義「議会制度の民主化」中央公論一九四六年三月号三六―七頁。
 - (6) この連続講義との関連性は定かではないが、宮沢は、一九四五年一月から二月にかけて開かれた法学部主催の「大学普及講座」において「帝国憲法と民主政治」と題する講義を行っている。東京大学百年史——部局史一 二五二―二五三頁、大学新聞一九四五年一月一日号参照。
 - (7) 宮沢俊義「憲法改正と民主政治」憲法論集二七〇頁（一九七八年）。
 - (8) 宮沢俊義「新憲法の概観」国家学会編・新憲法の研究二頁（一九四七年）。
 - (9) 宮沢俊義「明治憲法の成立とその国際政治的背景」日本憲政史の研究一三五頁（一九六八年）。傍丸は原文傍点。以下、すべて同じ。
 - (10) 宮沢・前出注（8）八頁。
 - (11) 宮沢俊義「憲法改正について」憲法と天皇——憲法二十年上——九―一〇頁（一九六八年）。この論文は政府の憲法草案が発表された一九四五年三月六日以前に書かれたものであるが、それを書く際に、宮沢がマッカーサー草案の非武装規定の存在を知っていたかどうか、問題となる。これについて、宮沢は、『憲法と天皇』の「はしがき」で次のように述べている。

「わたしは、マカアサア草案の存在を、政府の草案が発表される直前に知った。おそらく三月のはじめであり、どう早くとも二月末のことである。しかも、わたしはその英語のテキストをほんの一分ほど手にしただけで、それをいねいに読む時間はもたなかった。その中味で気がついたのは、第一条の国民主権の規定だけだった。そして、その規定を見て閣僚たちがあわてていることを知った。非武装の規定の存在には、そのときには気づかず、後に政府の草案ではじめて知った。……」

これがわたしの記憶である。
- ところで、それならば、右の論文の『日本は永久にまったく軍備をもたぬ国家……として立って行く……』覚悟が必要ではないか』という、あたかもマカアサア草案を先どりしたような文章は、どうして書かれたのだろうか。こういう疑問が当然に起こる。わたし自身は、松本委員会（憲法問題調査会）の席上でのいろいろな論議のうちから、そういう非武装論が生まれたのではないかと推測している。どうも、そう推測するよりほかしかたがないし、事実、松本委員会では、そ

ういう点が熱心に論議された。

しかし、これはどこまでも現在でのわたしの記憶にもとづいた推測である。わたしが政府草案の発表の直前にマカアサア草案を、ほんの一瞬とはいえ、見たことは事実であるから、その際非武装の規定が目に入り、それがわたしの意識の底に潜んでいたのではないか。こういう推測が当然に成りたつ。そこで、わたし自身もそういう可能性をじゅうぶんに考えてみたのであるが、もしそうとすれば、そういう重要な事実を、いかなわたしとしても、すっかり忘れてしまふとは、とうてい考えられないようにおもふ。

いずれにせよ、わたしの——おそらく不たしかな——記憶に頼るかぎり、事情は、およそかようなものだったとおもわれる」(三―四頁)。

(12) 宮沢・前出注(8) 八頁。

(13) 宮沢俊義・あたらしい憲法のはなし 一六二頁(一九四七年)

(14) 宮沢俊義「日本国憲法の基本原理」法学セミナー一九五八年三月号二〇頁。

(二)「民主的」伝統の回顧

宮沢の戦後民主主義論について語ろうとするに際して、ポ宣言・日本国憲法の引証と共に今一つ触れておかななくてはならぬ点がある。すなわち、それは、戦後の宮沢、とりわけ、戦争直後の宮沢が、戦後の改革を論ずるにあたって、「帝国憲法ハ民主主義ヲ否定スルモノニ非ズ」⁽¹⁵⁾、「現在のわが憲法典〔帝国憲法〕が元来民主的傾向と相容れぬものでないことを十分理解する必要がある」⁽¹⁶⁾との視点から、明治憲法および幕末・維新以来の「日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向」(ポ宣言第一〇項)に言及していることである。先に触れた一九四六年の連続講義において、宮沢は、「我国で民主政治或いはデモクラシーという思想の萌芽が見られるのは大体徳川時代の終り、即ち、幕末時代といつてよからう」と語り、そうした民主政治思想の「主なものを拾って順次お話し上げたい」⁽¹⁷⁾として、大要次のように述

べる。

まず明治憲法制定前の民主政治思想として、宮沢は、公議思想、民選議會論、憲法制定論および政党内閣論という四つの思想ないし主張を取り上げる。

① 公議思想 これは、一八六八年の五箇条の御誓文における「広く會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」という言葉に示される思想であり、徳川末期の多少なりとも進歩的な思想家がほぼ共通に抱懐する思想であった。それは、「簡単に申せば今までのような徳川幕府の独裁政治ではいけない。これからの難局を打開してゆくためには従来政治的に発言を許されていなかったものにまで政治的発言権を及ぼさなければならぬという思想」である。では、従来、政治的発言権を認められていなかった者とは誰か。それは、公卿・諸侯と各藩の武士である。「公議思想はこれらの者にも新たに政治的発言権を与えよと主張した」のである。それでは、どのような形でこれらの者を政治参加させるのか。それは、公卿・諸侯の會議と各藩から選ばれた武士の代表者の會議を組織し、この二つの會議を通して政治に参加させるべきだというのである。

「この公議思想はときに後の議會思想と混同されますが、議會思想ではありません。大名の會議も、武士の會議も議會ではありません。単なる政治の諮問機関であります。この頃の政府の何々委員会という程度のものであります。議會とは性質の違うものであります。また大名や武士などというのを構成分子としている点で極めて封建的なものであります。而もそこで政治的発言権を新しく認められましたのはせいぜい大名と武士だけであります。その下に位する国民の大多数を占める庶民、即ち、農工商というものはそこではまだ政治的発言権を全然認められていなかったのです。ですから、当時の公議思想というものは決して後の議會思想というものではないのであります。当時幕府の独裁主義を排して公議思想が生まれたということは、そこに民主政治、デモクラシーの思

想の萌芽を見出すことが出来るといつてよかろうかと思ひます」。

もちろん、この考え方のうちには西洋の議會思想の影響が強く現れており、わけでも、二つの會議体を設けようとするところに西洋の二院制の発想が顯著に認められる。「しかしながら、公議思想それ自身は議會思想ではありません。ただデモクラシーの方向に向つてゐる、デモクラシー思想の萌芽である、ということが出来るだけである」⁽¹⁸⁾。

② 民選議會論 これは、大名・武士といった「藩という制度」、「封建制度を基礎とし」た公議思想とは異なり、「人民から選ばれた議會というものを設けて、これを重要な政治に参加させる」というものである」。それは、まさしく西洋の議會思想そのものである。この民選議會論は、一八七三年の「征韓論の争」の後、「中央政府から野にくだつた前の参議の数名の者が中心になつて民選議會建白書を政府に突きつけた事件」を機に、「今すぐ実行しろ」という即行論と、まだ早いという尚早論とに分れ」て争われた論争である。

「そこで注目を要することは尚早論者と雖も民選議會というものは全然無用なものだ」という議論ではなかつたといふことであります。それは民選議會はいかにも必要であらう、だからやがてはこれを設けなければならぬであらうけれども、今日の日本ではまだ早い、といふのであつて、民選議會は無用なものである、或いは有害なものである、という積極的な議論ではなかつたのであります。結局民選議會論争といつても当時の人達は民選議會というものが歴史上必然に出て来なければならぬものであるといふことは十分承認してゐたわけでありました。デモクラシーの思想がやがておそかれ早かれ日本においても実現せられなければならぬといふことは総ての人が承認してゐたのであります。ただその中にそのために民選議會を今すぐに設けよといふ意見と、まだ早すぎるという意見とがあつたわけでありました。とにかく、総ての人が民選議會を日本に設けなければならぬといふことを承知しておつたといふことは非常に注目すべき現象であります」。

この論争は、「日本の政治の明治維新以来の針路がデモクラシーの方向に向かっていたということの一つの論拠になる」といえるであろう。⁽¹⁹⁾

③ 憲法制定論 これは、「成文憲法を制定せよという議論であり、一八世紀末から一九世紀の欧米諸国において、「デモクラシー思想と結合し、それと一緒に発達して来た」ものである。即ち、それは、従来の「不文憲法をそのまま文章に書き表すことを意味したのではなく、「そこで新しく議会とか、権力分立とか、自由の保障とかいうようなデモクラチックな制度を設けることを意味したのである」。この意味で憲法制定論は、「民主政治思想の表現」にほかならない。

「憲法制定論は日本で明治のはじめから朝野各方面でなかなか有力でした。政府方面では既に明治九年に、その前年に設けられた元老院で憲法草案起草を始めております。元老院議長は有栖川宮熾仁親王でありましたが、その年に明治天皇から成文憲法草案を起草せよとの勅命を拝しました。

元老院は明治一三年に至って『国権』と称する憲法草案の起草を了しました。……元老院はかように『国権』と題する憲法草案を明治一三年にこしらえたのでありますが、これは御採用にならず、草案のまま闇から闇へ葬られてしまいました。しかし当時そういう立派な憲法草案が政府で作られていたということは憲法制定論が如何に重要視されていたかということをお話するものであります。

当時は又私人の立場から憲法の私案を起草するということが大分行われました。民間人が日本の憲法はこういうものでなければならぬという主張を盛って私案を作るのです。私草憲法とか私擬憲法とかいいます。いろいろな政党、政治団体などでもそういうものを作りました。今日残っているものだけでもかなり沢山あります。これを見ましても、憲法制定論というものがその頃いかに有力であったかということがよく分かります。⁽²⁰⁾

④ 政党内閣論 これは、「内閣は政党内閣を原則とすべし」という意見であり、明治一四年の政変の一因となった大隈重信の意見書に示されている見解である。大隈意見書は様々な意見を述べているが、そのなかで、「日本のこれからの政治は政党内閣でなければいけない。議会の多数を占める政党の首領が内閣を組織するのであって、その内閣は議会の信用を失ったならば退却しなければならぬ。そうして新しく議会の多数を占める政党の首領が内閣を組織するのである。こういう英国流の政党内閣論というものを大隈は」その意見書において主張したのである。この大隈意見に対しては、内閣の殆ど全員が反対し、その結果、大隈は失脚して野に下ることになるが、「デモクラシー思想の表現と考えられる思想がこの時こういう形で大隈重信のような有力者から唱えられたということは、デモクラシーの理想が如何に当時既に有力であったかということを示すものである。しかも、この見解は、「このときには全面的に排斥され」たけれども、その後何回も「デモクラシー思想の表現としてわが政治史上において頭を出してくるのであり」、「現に今日非常に頭を出していることは御承知の通りである」⁽²¹⁾。

⑤ 主権論 ここで主権論とは、「明治一五年頃新聞紙上で行われた論議」を指し、それは、「単なる理論的な議論」として「實際政治に対してはそう大した影響は与えなかった」が、しかし、「そこにデモクラシー思想の表現というものが見られる」という点で注目されるものである。当時の主権論は左翼と右翼とその中間派に分けることができる。「その時の一番左翼の意見というものは自由党などに現れた意見でありまして、これは主権在民論であります。理論としてはきわめてデモクラチックな意見ですが、今日から見ますといささかバタ臭い感じのする議論であります。して、また十分に板についていない翻訳的な意見という感じでした。ですから、そういう説を唱えていた人もそれほど確信をもっていたわけでもなかったようです。主権在民論を唱えた人は熱心な共和論者であったかというところも必ずしもそうではなく、しかも暫くすると猛烈な国権論者ないし国粹論者となって現れる、というような有様でし

た。がともかく主権は人民にあるという意見が自由党あたりに当時相当に有力であったということは、デモクラシー思想の発展という点から見て、注目には値すると思います。右翼に当たるものとしては主権在君論というものがありません。これは帝政党といったような政府の御用党の意見であります。大体桜痴居士などが熱心に主張しました。中間に位する説としては、主権は君主と人民の間にある、両者が共同に有するものである、という説がありました。これは政党でいえば改進黨あたりがそういう意向の代表者でありました。

この論争は、「主として観念的なものであり」、「實際政治には余り強い影響は与えて」いないが、しかしながら、「とにかくそういう各種の思想が鼎立して覇を争った（？）⁽²²⁾」ということは、当時すでにデモクラシーの思想が如何に現実に強いものであったかということを示すものである。

このようにして、明治維新以来、デモクラシーの思想が発展してきたが、それに「一応の結論を与えた」のが一八八九年の憲法制定である。すなわち、帝国憲法は「明治以来発達し発展し、成長して来たところのデモクラシー思想を実現実行することとをその使命」とするものである。そのことは、憲法草案の起草に当たった伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎といった人々が「全部明確に意識していたところであり」、枢密院のいわゆる憲法会議における憲法第二章の「臣民の権利義務」というタイトルをめぐる伊藤博文と森有礼との間の論争からも明らかである。

帝国憲法は、このように「デモクラシーの実現ということとを使命とすると同時に、その実現を無制限ならしめないように、それを一定の限度内に止まらしめるといふ使命をも握っていたのである」。すなわち、「一方において、デモクラシー思想を実現する、しかし、デモクラシーがあまり徹底しても困るから、それをある限度内に止めよう、それに一定の限界を与えよう、ということもやはり憲法の使命であったのである」。そのために、起草者達は、帝国憲法に

デモクラチックな諸制度と共に「反デモクラチックな諸制度を設けることを決して忘れなかった」のである。この意味で、帝国憲法の制定は「当時勃興しつつあったデモクラチックの思想と、これに反対する思想の妥協点たる使命をもっていた」一九世紀ヨーロッパ大陸の君主国における憲法制定の事情と異なるものではないのである。⁽²³⁾

宮沢は、こう述べて、帝国憲法における民主政治的要素と反民主政治的要素を指摘する。まず前者の要素としては、(ア)国民の代表者によって組織され、法律・予算の制定に参加するところの帝国議会の一翼を担う衆議院、(イ)議会に対して責任を負うと同時に議会を通じて一般人民に対しても責任を負うところの國務大臣による天皇補弼制度、(ウ)権利章典・三権分立とりわけ司法権の独立による自由の保障の三つのもものが挙げられる。また、後者の反民主政治的要素としては、(ク)議会における民主政治的な勢力を抑えるために設けられた貴族院、(キ)同じく議会が「過度にデモクラチックに走らないようにこれを抑えるという趣旨で」設けられた枢密院、(ク)憲法上の制度ではない元老、重臣、内大臣といった制度、(ケ)大臣補弼の対象外とされた軍の統帥権に関する天皇大権（いわゆる統帥権の独立）といったものが指摘される。特に、(エ)の統帥権の独立について、それが「わが憲法において一番反デモクラチックの制度として大きな意味をもっていた」ところから、今回の「軍隊の解消ということに伴い、統帥権の独立という制度がなくなつた」ことよって、「わが憲法の民主化」が「一段と躍進する可能性を与えられた」と云えるのである。⁽²⁴⁾

では、帝国憲法が制定されてからこの方、デモクラシーの思想とそれに反する思想、憲法上のデモクラチックな制度と反デモクラチックな制度とはどのような「関係」にあったか。宮沢は、これを四つの時期に分けて次のように述べる。

① 対立時代 これは、「大体憲法制定から日清戦争までの時期であり」、その特色は「反民主政治的な制度、反デモクラチックの制度と民主政治的勢力との間に非常な敵対関係、敵視関係が存在し」、反デモクラチックな思想とデモ

クラチックな思想とが相互に「極度の敵意」を示し合ったことにある。それは、一八八九年の憲法定定後、伊藤博文や黒田清隆が「政府は各種の政党政派に対して超然としていななければならぬ」と唱え、「政党内閣に正面から反対の思想」を説いた超然内閣論とそれに対する議会議多数派の反対論、実際政治における政府と議会の「正面衝突」のうちに認められる。すなわち、この時期、政府と議会は超然主義をめぐって喧嘩ばかりしていたわけであり、「清国の外交官が当時の日本の状態を見て、日本では憲法が發布され、議会が開かれたが、政府と議会議と喧嘩ばかりしている。これで見ると日本は大したことはない、内乱状態であるから大したことはない、ということをも本国に報告した」という話が伝えられるほど「政府と議会議との間の闘争がはげしかった時代」である。⁽²⁵⁾

② 提携時代 これは、「大体日清戦争から大正の終りまで」を指し、それは、日清戦争を契機として「反民主主義的勢力と民主主義的勢力との敵対関係、敵視関係というものがなくなって、両者の間に提携関係が生じた時代」である。即ち、「日清戦争が終わってから政府も大分変わって、この調子ではやってゆけない、やはり議会議というものを認めた以上は議会議に現れた政党政をある程度承認して、これと手を握ってやってゆかなければならぬと考えるようになる、一方政党政の方でも同じように政府との協力を考えるようになる」、こうして政府と議会議の間に提携関係が生じ、そして、一八九八年には我が国最初の政党政内閣（隈板内閣）が誕生する。もっとも、この内閣は半年で崩壊する。しかし、「政党政内閣はその後もちよくちよく出来てい」るが、「その中で最も政党政内閣らしいのは、大正七年の原内閣であり」、「これは先ず典型的な政党政内閣といつて」よい。しかしながら、「この時はまだ政党政内閣時代になつたとはいえないのである」。⁽²⁶⁾

③ 政党政内閣時代 これは、大正末から一九三二年の五・一五事件までであり、それは、「政党政内閣」の時代である。「同時に我国の歴史において最も強い程度にデモクラシー思想が実現せられた時代」、「民主政治的な要素が我国の

歴史において可能なる限りにおいて最大限の実現を見た時代」である。「ただし、同時に忘れてはならないことは、この時代においても、……我が憲法における反民主的要素というものが存在していたということであり」、「殊に統帥権の独立というものは、この時代においても、なお厳として存在していた」ということである。²⁷⁾

④ 反動時代 これは、「五・一五事件以来今日の敗戦に至るまでであり」、それは、「明治以来の日本における最も反動的な時代であり、民主的要素が徹底的に排撃せられた時代である」。

「昭和六年満州事変以来そういう傾向が強くなったのでありますが、翌年の五・一五事件、一〇年の国体明徴問題、一一年の二・二六事件、一二年の支那事変、一五年の大政翼賛運動に基く政党の解消、一六年の大東亜戦争勃発というような諸段階を経て民主的政治勢力が次第に弾圧せられ、ついにそういうものの存在すら疑われるような時代になって来ましたことは、改めて申上げるまでもないと思います。そこへ今回の敗戦ということになりました、我々は再びデモクラシーの道へ入ることになったわけでありませう」。

宮沢は、このようにして、明治以来の我が国における「民主主義的伝統」に訴え、その伝統を戦後の民主主義に生かそうとするのであるが、その際、特に、③の政党内閣時代に活躍した二人の理論家に注目し、戦前における彼らの活動にしばしば言及している。そこで、項を改めて、この点に触れておくことにする。

(15) 宮沢俊義「『ポツダム』宣言ニ基ク憲法、同付属法令改正要点」江藤淳編・憲法制定経過七六頁（一九八二年）。

(16) 宮沢俊義「憲法改正について」一九四五年一〇月一九日付毎日新聞。

(17) 宮沢・前出注（7）二八八―九頁。

(18) 宮沢・前出注（7）二八九―九一頁。

(19) 宮沢・前出注（7）二九二―三頁。

- (20) 宮沢・前出注(7) 二九三―六頁。
- (21) 宮沢・前出注(7) 二九六―八頁。
- (22) 宮沢・前出注(7) 二九八―九頁。
- (23) 宮沢・前出注(7) 三〇〇―四頁。
- (24) 宮沢・前出注(7) 三〇四―一〇頁。
- (25) 宮沢・前出注(7) 三一―一四頁。
- (26) 宮沢・前出注(7) 三一四―一六頁。
- (27) 宮沢・前出注(7) 三一七頁。
- (28) 宮沢・前出注(7) 三一八頁。

(三) 民主主義の旗手としての吉野作造・美濃部達吉

一九四七年の『あたらしい憲法のはなし』のなかで、宮沢は、大正から昭和初期にかけて明治憲法下において——もとより、その制約の枠内ではあるが——民主政治を最大限実現することができた「忘れてはならない功労者」として、吉野と美濃部の名前を挙げ次のように述べる。「そのころ、民主政治の考えを日本の青年にひろめるために、いちばん働いたのは吉野作造博士であった。また、明治憲法の解釈と運用を、少しでもよけいに民主政治の方向へ向けるように努力したのは美濃部達吉博士であった⁽²⁹⁾」。吉野・美濃部が戦前の民主政治において果たした役割は、この簡潔な表現に尽きているが、ここでは、宮沢の吉野論、美濃部論をいまま少し見ておくことにする。

① 吉野作造 宮沢は、一九四四年、中川善之助と共に東洋経済新報社から「現代日本文明史」のシリーズの一つとして『法律史』を出し、その前編「公法史」を分担執筆しているが、冒頭の「はしがき」において、「私が多少でもわが明治史に興味をもつようになったのはひとへに吉野先生の感化にもとづく。私は先生の驥尾に附して明治の研究

に専心するには至らなかつたが、先生の御教示に従つて、私の専攻する公法の立場から明治史に対しては不斷の関心を抱いて来た⁽³⁰⁾と語り、日本憲政史研究の師として吉野を捉えている。宮沢は、また、吉野が亡くなつた一九三三年の『国家学会雑誌』に吉野追悼の一文を寄せ、そのなかで次のように語る。

「人の知るとほり、先生は何よりその社会の實際に対する仮借せざる批判の故に、たえず各方面からの批難攻撃の的とせられた。時にはその批難攻撃が単なる言論文章による批難攻撃の範圍を超脱しようとしたことも必ずしも稀ではなかつた。しかし、先生はいかなる場合にも断じてその所信を枉げられなかつた。殊に先生の提唱せられたデモクラシーが一時のポプラリティを失い、往年のデモクラシー論者にして右に或は左に必ずしも正当な理由を伴はない転向を試みる者相次ぐここ一・二年のわが国において、先生がひとりその年来の主張に忠実を立てつくされたことは、まことに人をして年寒うして松柏のあくまで緑なるを知らしむるものがあつた⁽³¹⁾」。

このような宮沢にとつて、「戦争がをわつて日本が降伏文書に調印したとき、何よりもまず思い出されたのは亡き吉野作造先生であつた」としても何等不思議ではない。蓋し、「ポツダム宣言が連合国の意向として戦敗者としての、日本に対して要求するところは、まさしくいまから四半世紀前に吉野先生が日本人としてその祖国日本に対して要求されたところにはかなならぬからである⁽³²⁾」。宮沢は、「いま改めて吉野先生の政治上の主張をふり返つて見ると、ポツダム宣言の内容と似ていることは全くおどろくべきものがある」としたうえで次のように述べる。

ポ宣言は「日本が眞の民主国家になることを要求してい」るが、吉野も「その一生をデモクラシーの普及確立に費やされたのである」。吉野の主張した「デモクラシーの現実形態は、一言でいえば、議院政治」、すなわち、「政府は議會を通じて人民に対して責任を負うべきであるといふのであつた」。吉野が「熱心に普通選挙を主張」したのも、「なるべく多くの人民を政府に対するデモクラチック・コントロオルに参加させようとの趣旨」からであつた。この「普

通選挙によって確立する衆議院に対して政府は責任を負うべきである」という立場から、吉野は、「当時のいわゆる『憲政の常道』を」支援し、その実現を妨げる「統帥権独立の原則を強く攻撃」し、「それを根底とする軍国主義乃至帝国主義を痛烈に批難」した。⁽³³⁾

戦前、吉野の活躍した大正末から昭和の始めにかけて、「それまでの日本の歴史ではいちばんデモクラシーが有力だった時代」であり、「言論の自由も比較的にはひろく認められた時代」であった。しかし、吉野の亡くなる前年、一九三二年には五・一五事件があり、吉野が永年擁護してきた「憲政の常道」は「いわば死刑の宣告」を受け、「日本におけるデモクラシーの前途は真暗」であった。まさに、吉野の厳しく非難した軍が「統帥権独立の武器を以て日本の政治の全体を支配しよう」としていたからである。

「先生がもう十年長く生きてをられたらどうであろうか。そこで先生の歩むべく運命づけられた途はまさに苦難の途であったに相違ない。美濃部達吉先生の運命はおそらくまた吉野先生の運命であったことであろう。

ところで吉野先生がさらにもう十年長く生きてをられたらどうであろうか。八月革命によって日本の軍国主義は倒れてしまった。軍隊は全面的に消滅した。従って、統帥権独立の原則も、帷幄上奏も、軍令も、軍に関する一切のものが雲散霧消してしまった。民主主義が新しい日本のスロオガンとなった。普通選挙は徹底せしめられ、女子にも選挙権、被選挙権が与えられた。そして、さうした男女有権者によって選ばれる衆議院は政府に対して生殺与奪の権を有することになった。『憲政の常道』はここで完全に復活した。というよりはむしろ、ここで始めて真の意味において確立された。……

先生がいままで生きてをられ、八月革命を体験されたら、なんといはれるであろうか。先生がその生涯を通じて主張されたデモクラシーの原則が日本の政治の指導理念として承認されたこと、またその結果として軍が完全に解

消したことについて、先生は十分満足せられるに違ひない。ただ、さういふ結果が先生の全く予想しなかつた経過を経てもたらされたことについては、いったい何といはれるであろうか。戦敗などといふ経過を経ずに民主主義と平和主義を確立すべきであつたといはれるであろうか。それとも、遺憾なことではあらうが、もしもかういふ経過を経なかつたとしたら、日本において軍国主義を倒し、民主主義と平和主義を確立することは実際にはおそらく不可能であつたらうといはれ、その意味において敗戦を以てむしろ日本の将来のために祝福すべきことだ、とせられるであらうか⁽³⁴⁾。

② 美濃部達吉 美濃部と宮沢の関係については、改めて指摘するまでもない。それは、後年、宮沢が、「ちようど私が大学へ入って聞いた憲法の講義が、たまたま美濃部先生の担任だつたということは、私にとっては、相当影響があつたかもしれない」としたうえで、「その時にもし美濃部先生の講義を聞かなかつたら、憲法にあまり興味を持たず、それを一生の仕事にしようという気にはならなかつたかもしれない⁽³⁵⁾」と語り、上杉慎吉が強く反対したにも拘らず、美濃部の教授会における推薦により助教授となつたと自ら指摘していることから明らかである⁽³⁶⁾。一九四八年の美濃部の死を機に、宮沢は、美濃部の天皇機関説事件について積極的に語るようになる。

一九四八年六月三日付の『東京大学新聞』は、五月二三日に死去した美濃部の「追悼会」の様態を次のように伝えている。

「二〇〇枚の行政法の絶筆を残して眠るがごとく昇天した故美濃部達吉氏の追悼会が、国家学会と法学協会の共催で二九日二時から博士の写真を中に十数基の花輪と故人の著書を立てた本棚で飾られた東大二五番教室で行われ四百名余りの門弟学生が集まり遺徳をしのんだ。

我妻法学部長の開会の辞に始まり南原総長が『真理を愛したまことの愛国者として一生所信を枉げなかつた』故

人の経歴を述べ、宮沢法教授が行政法学と憲法学において常に実証的精神を持した故人の学績を著書を引用しながら述べた。次いで大内教授の追憶談、学士院長岡半太郎氏の追憶文朗読があり、山田三良氏の閉会の辞に終わった。

この追悼会は故人の無宗教主義にもとずき、一切の宗教的儀式をやめておこなわれた。

宮沢は、「美濃部先生の業績」と題するこの時の講演原稿を「手を加えず、そのまま」その年の『国家学会雑誌』に載せている。⁽³⁷⁾ そのなかで、行政法、憲法に関する美濃部の業績を紹介したうえで、一九三五年の天皇機関説事件に説き及び、「先生のいわゆる天皇機関説は、民主主義思想の代表的理論と目され、その意味で、絶対主義、軍国主義、国粹主義の陣営からの総攻撃をうけることになりました」として、次のように語る。

「このとき貴族院の壇上で、ある議員は、先生を『学匪』と呼びました。先生は、これに対して、堂々と所信を弁明されましたが、軍部を支持者とする右翼陣営からの執拗な攻撃の前に、政府も、議会も、なすところなく、ついに先生は貴族院議員を辞するの止むなきにいたしました。先生の『憲法撮要』『逐条憲法精義』『日本憲法の基本主義』『法の本質』は、相ついで、発売禁止となりました。不敬罪や出版法違反で先生を告発する者まで出て来ました。検察当局は、情状により起訴猶予と決しはしましたものの、先生の学説をもって『安寧秩序を妨害』し、『皇室の尊厳を冒瀆する』ものであり、犯罪を構成するものとみとめたのであります。しかも、先生は、少しも動ぜられず、ごうごうたる世論を前にして、敢然とその所信を主張しつづけられたのであります。

すでに、世論がかくの如きものでありました以上、これに刺激されて、先生の生命をねらう者まであらわれたことに、なんの不思議がありませんか。昭和十一年、かの二・二六事件の直前に、先生の身体にピストルの弾丸をうちこんだ男がりましたが、その責任者は、実は、その背後にあった——ポツダム宣言にいわゆる——『無分別

な打算により日本を滅亡の淵におとし入れたわがままな軍国主義者』たちであったのであります。

……
まことに、先生は、日本の民主主義發達史上における殉教者の一人であります。いやしくも、日本に、眞の民主主義を実現しようと念ずる者は、永久に先生の名を忘れないでしょう⁽³⁸⁾。

ところで、戦後、宮沢は、右の天皇機関説事件とともに、帝人事件に関する一九三五年の貴族院壇上における美濃部の「痛烈な抗議的質疑」に触れ、美濃部をフランスにおいて自由のために戦ったヴォルテール、ゾラに準えている⁽³⁹⁾ことが注目に値するようと思われる。もとより、この帝人事件に関する質疑は貴族院における菊池武夫らの天皇機関説攻撃、美濃部批判を誘発する一因をなしたとも云えるのであるが、台湾銀行を舞台とし政財官界の大物をまきこんだこの一大疑獄事件の捜査にあたって検察当局による「恐るべき人権蹂躪行為」があつたのではないかという世評について、当時、美濃部は小原司法相に対し次のような質疑を行った、と宮沢は一九三五年一月二八日付の『帝国大学新聞』で伝えている。

「美濃部博士の質疑の要点は二つの点にある。第一は検事とその職権を濫用して人を逮捕監禁したようなことはなかつたか、即ち違法の拘引拘留がなかつたかということであり、第二は検事が犯罪の証拠を集め、被疑者の取調をなすに当たって違法な処置がなかつたかどうか、殊に被疑者に対し暴行凌虐の行為をなさなかつたかどうかという点である。博士は第一点については、(イ)帝人事件の被告人は全部任意出頭の名目で引致せられたがそれは実は強制による出頭であつたのではないか(ロ)拘留は適当な実質的要件を欠いていたのではないか(ハ)拘留を八ヶ月の久しきに亘って継続したのは違法ではないかの三つの疑問を提出せられ、第二の点については(イ)押収が違法になされたのではないか(ロ)検事はその所謂任意の聴取において『罵言、脅迫、詐言、誘導等あらゆる不法の手段を以て自白を

強要した』ことはないか(イ)検事が被疑者に対して暴行凌虐の行為があったのではないか(ニ)病患者の取扱に不法な処置があったのではないかという疑問を提出せられた。博士はこれ等の違法行為がたしかにあったものと信ぜられるといはれ、もしさうとすればそれは明白な刑法上の瀆職罪であると主張せられる。

これに対して、小原司法相は「それらの違法行為の存在を大体において否定」するが、「同時に、二三の点においては確答を留保」し、「調査の上もし『職員に何らかの不都合がありましたならば、これに対して相当の戒勅を加えることと毫も吝かでない』と」答える。

この答弁によって「結局事態はあまり明らかにせられていない」が、「しかし、それはある程度までは止むをえぬことであ」り、「諸般の情勢からいって今のところ法相の答弁からこれ以上を期待することは恐らく無理であろう」としたうえで、宮沢は、次のように語る。

「人権蹂躪問題は、実は、何も帝人事件に限られたことではない。その他の刑事事件の取調においても常に噂されるところである。殊に警察署における取調においては帝人事件で伝えられるものよりはるかに乱暴な人権蹂躪行為が通例のことであるといはれる。無産党方面では、それだから帝人事件の人権蹂躪などは問題でないといふものがある。しかし、それ以上の人権蹂躪行為が従来広く行はれているからといって、決して今回の事件における人権蹂躪行為を是認するわけにはいかない。いかにもこの事件で特に人権蹂躪が強く叫ばれたのは、その被告人が知名の士だからであろう。しかし、だからといってこの事件について特に人権蹂躪を難するのが不当なのではない。むしろたまたま知名の士が人権蹂躪の犠牲になったことによつて、従来幾多の無名の士に対してなされた人権蹂躪が広く国民の目の前に暴露せられたことは、これを以て我々が一般的に検察事務刷新の機縁となしうるといふ意味において、幸ひとすべきである」。

宮沢は、一九四九年の「人権の感覚」と題する論文のなかで、カラス事件におけるヴォルテエル、ドレフュス事件におけるゾラの鋭い人権感覚に触れ、それとの対比で戦前の我が国において人権蹂躪が公然と行われたことの根本原因は「当時の日本人が、人権感覚をしっかりと身につけていなかったこと」、「ゾラの言葉を使えば、『身におぼえのないぬれぎぬを着せられ、おそるべき責苦を受けている一人の純真な人間がいることを考えれば、夜も眠れない』という氣持」を国民各人が持ち合わせていなかったことである、と指摘する⁽⁴¹⁾。ただ、明治憲法下の我が国でも、「必ずしも、ヴォルテエルや、ゾラがいなかったわけではない」として、宮沢は、上述の帝人事件に関する貴族院における美濃部の質疑に触れ次のように述べる。

「明治憲法の下でも、人権じゅうりんに対する燃えるような憤激の声をしばしば聞いたことがある。私は、一九三五年、故美濃部先生が、貴族院の壇上で、かの帝人事件における人権じゅうりんについて、痛烈な抗議的質疑をされたことをおもい出す。先生は、ヴォルテエルやゾラのような氣持で、あえて立たれたのであろう。しかも、皮肉なことに、まさにこの質疑を機縁として、先生の学説に対する弾圧がはじまり、そういう弾圧の指導的勢力であった軍国主義者たちは、ついに先生の令息をいわゆる教授グループの一員として違法に逮捕することにより、先生自身を人権じゅうりんの犠牲者たらしめるにいたった。しかも、帝人事件についても、教授グループ事件についても、人権じゅうりん行為を行った公務員が刑法によって処罰されたという話を聞いたことがない！」

私は、当時、日本にいかにもヴォルテエルがあり、ゾラがあっても、これらの不祥事件を矯正すべく、日本国民一般における人権の感覚はあまりに微弱であったことも指摘し、この点において、二〇世紀の日本は、一九世紀のフランス、いや一八世紀のフランスをすら羨まなくてはならない有様であったことを、率直に承認し、心から遺憾の意を表せざるをえない⁽⁴²⁾」。

かかる戦前の「民主的」伝統——それは、明治憲法下における民主政治的要素を最大限評価するものであり、藤田省三教授のいわゆる「『もう一つの戦前』の発見」（藤田省三「戦後の議論の前提」精神史的考察二二二頁以下）過程でもあるが——に訴えながら、宮沢は、同時に日本国憲法のもとにおける民主主義とその在り方に関する議論を展開する。昭和二〇年代前半の作品を主たる素材として、以下これを見ておくことにする。

※ ※ ※ ※

- (29) 宮沢・前出注(13) 一六〇頁。
- (30) 中川善之助「宮沢俊義・法律史（現代日本文明史・第五卷）一頁（一九四四年）。
- (31) 宮沢俊義「評議員法学博士吉野作造氏の逝去」国家学会雑誌四七卷四号一五〇頁（一九三三年）。
- (32) 宮沢俊義「吉野先生とその民主政治論」新生一九四六年五月号一一頁。
- (33) 宮沢・前出注(32) 一二頁。
- (34) 宮沢・前出注(32) 一三頁。
- (35) 宮沢俊義（「佐藤功」「伊藤正己」）「憲法学よもやま話——昔の憲法学・今の憲法学」芦部信喜他・憲法をどう学ぶか五六、九頁（一九八四年）。
- (36) 宮沢俊義（「小林直樹」）「明治憲法から新憲法へ」毎日新聞社編・昭和思想史への証言一四〇頁（一九六八年）。
- (37) 宮沢俊義「美濃部先生の業績」〔初出・国家学会雑誌六二卷七号〕日本憲政史の研究三二三頁以下（一九六八年）。
- (38) 宮沢・前出注(37) 三一七～九頁。一九四八年の他の二つの追悼文でも宮沢は本文で紹介したと同旨の指摘を行っている。「美濃部先生のおもい出」、「機関説事件と美濃部達吉先生」憲法と天皇二一九頁以下、二二九頁以下参照。なお、後者の文中で、宮沢は、「終戦は、かように長いあいだ先生の上におおいかぶさっていた黒雲を、はじめて、払いのけた。先生は、しかし、その黒雲がわれわれ日本人の手によって払いのけられたのではないことを、不満におもわれたに、ちがいない」と語る。先に見たごとく、吉野に関する叙述の中でも同様の表現が用いられており、したがって、そこには宮沢自身の思いが込められていると見られなくもない。

- (39) 宮沢俊義「人權の感覺」平和と人權七七頁（一九六九年）。
- (40) 宮沢俊義・天皇機関説事件（上）七〇と一頁（一九七〇年）。
- (41) 宮沢・前出注（39）七五と六頁。
- (42) 宮沢・前出注（39）七七と八頁。

二 民主主義の精神と社会生活の在り方

(一) 個人の尊重

一九四七年五月八日付の『帝国大学新聞』は、「新生誓う新憲法施行」と題する見出しのもとに、「新憲法発足の五月三日日本学では午前九時半から法・我妻教授の司会で法・宮沢教授、経・大内教授の記念講演、ニュース「我が恋せし乙女」の映画鑑賞、午後は雨を冒して体育競技会を開催、静かな決意をかもしつつ冷雨そぼ降る一日を過ごした」と伝えている。同紙は、また、この日の宮沢の講演内容をごく簡単に次のように紹介している。

「法・宮沢教授——民主的な憲法は個人の自由と、之を裏づける国家の独立を理念としなければならぬ、民主勢力と反民主勢力の妥協の産物であった明治憲法の制定でも、或程度の個人の自由の保証と共に不平等条約改正への努力が払われた、新憲法の実施に当たって必要なことは、近代民主主義の根本理念であるところの、具体的な人間の尊重、自己のそれと同様に、他人、或は他国の自由尊重を忘れぬことである」。

日本国憲法の制定・施行を機に、宮沢は、様々な角度からこの「民主主義の根本理念」である「具体的な人間の尊重」、「個人の尊重」について語るようになる。ここでは、その語り口を中心に、宮沢の戦後民主主義論のもう一つの

側面を明らかにしておきたい。

一九三四年六月二七日付の『帝国大学新聞』に各学部の教授の趣味が紹介されているが、宮沢の箇所には「映画、レビュ、エンコ通」と記されている。映画好きの宮沢にとって、「毎日警報々々でおちついて〔映画を〕見」ることもできず、たまに映画館に出掛けてみても、「たいてい婚約中の男に召集状が来て、その出発を娘たちが歌ひながら見送る、しかもこの歌が申合せたやうにみな短音階でお葬式の歌のやうな感じがする、というやうな映画ばかりで、とてもおしまひまで見てはられないやうなつまらないものばかりで」⁽⁴³⁾、「全くやりきれなかった」⁽⁴⁴⁾であろうことは想像に難くない。従って、「戦争がをはって『自由』になつていちばん喜んだ」⁽⁴⁵⁾のも、宮沢のやうな映画愛好者であつたであろうことも容易に理解しうるところである。ことに映画愛好者にとって、「終戦でいちばん有難いことは外国映画がまた見られるやうになつたことである」⁽⁴⁶⁾。戦後、日本映画も復活して映画作りも「自由」に行われるようになり、また、戦争中禁じられていた外国映画も見られるようになって、スバル座のやうなロード・ショーを売り物とする映画館は、巧みな宣伝によって連日多数の観客を集めている。これについて、宮沢は、「日本の映画好きは巧みな宣伝に対してはおどろくべく無抵抗だから、ロード・ショーとかなんとかさわぎ立てると、すぐにそれに乗って朝っぱらから切符売場に列を作るくせがある」と一言苦言を呈したうえで、「一犬が虚を吠えるのに雷同して萬犬が實を吠えるようでは、ほんとうの民主政治などとうてい行われっこない」と指摘している。⁽⁴⁷⁾

この映画愛好者の付和雷同的行動に対する批判は、「デモクラシーの基礎は個性であり、」⁽⁴⁸⁾「個性の確立されていなく、ところにデモクラシーは成長することができない」とし、「右へならえの号令の下に、いくら声をそろえてデモクラシーを斉唱したところで、デモクラシーは実現されるものではな」⁽⁴⁹⁾く、「真のデモクラシーを育てるためには、何より各人の個性の涵養が必要である」とする、デモクラシーの基礎としての個人主義の問題と結び付く。宮沢は、「個人の

尊厳ということ」と題する一九五〇年のエッセイの中で、「敗戦という特殊な事情をぬいて考えてみても、日本人の性格のうちには、……これから民主主義を実現して行こうというのに、大きな妨げとなるような欠点（49）がひそんでいる」として、この問題について大要次のように語る。

日本人の欠点として取り上げる得るものは、「もとより、きわめて多いが、とりわけ個人の尊厳を認識しない。ことは、そのいちばん大きなもののひとつに数えられ」るであろう。日本国憲法は、「すべて国民は個人として尊重される」として「個人の尊厳」ということを強調し、「個人主義をその根本原則と」する。が、しかし、この個人主義について、我が国では「普通に非常に誤解されて」理解されている。

「『あいつは個人主義者だ』というときは、自分の利益ばかり考えていて、人のことなど少しも考えない人間——たとえていえば、多勢の人が長いあいだおとなしく列を作っているのに、途中からごまかして割り込もうとする人間、子供をおんぶした婦人が立っているようが、老人が立っているようが、泰然として動かざること山のごとくすわりこんでいる人など——を指すが、これは言葉の使い方がまちがっているのである。こういう人たちは、利己主義者であり、自己中心主義者である。個人主義者というのは、決してそういう連中のことではない」。

この誤解の背後には、日本人の「利己主義」、「自己中心主義」がある。もっとも、日本人自身は決してその事実を認めながらも、「ともすると、『西洋人はエゴイストだが、日本人は自分よりは他人のためを考える』などと自慢するが、事実はなかなかさうではない」。このことは、どこにでもよくあるごく身近な例をとってみれば直ぐ分かるとして、宮沢は次のような場景を挙げている。

「大水の出るときには、よくある話である。へいぜいは河原だらけの川が満々泥水をたたえている。向うの堤防が切れるか、こちらの堤防が切れるか、というときである。向うが切れてくれれば、こちらの田畑は助かるし、こ

こちらの堤防が切れれば、向う側の田畑は助かる、という瀬戸際である。とうとう向うの堤防が切れる！その瞬間に、こちらの堤防にむらがる人たちのあいだから期せずして『ばんざあい』の叫び声が起こる。これで助かった、とみんな顔を見合わせて、ほっとする。そして、そのときに、とうとうと流れこむ泥水のために、川の向うの田畑がめちゃめちゃになることを、おもい出そうともしない……⁽⁵¹⁾」。

では、こういうエゴイシックで他人のことに鈍感な日本人が不親切なのかということ、決してそうではなく、その親切、とりわけ、田舎の人達の親切は有名である。

「ところが、よく観察してみると、その親切も、実は非常に『私』的であることがわかる。家族はもとより、親類とか、隣り近所とか、あるいは縁故者とかいうと、日本人は非常に親切であり、人情的である。ほんとうに自分を犠牲にしても、世話をする。……という、非常に利他的であり、自己無視的であるようにもおもえるが、実はそうではない。家族とか、親類とか、隣り近所とか、縁故者というのは、よく考えると、『私』の延長者なのである。それに対する親切は、だから、決して利他的なものではなくて、まったく利己的なものである。それらの者にたいして施す親切は、必要がある場合には、それらの者によって返されることが、期待される。『情は人のためならず』というきわめて利己的な、自己中心的なモラルが、ここに成立するのである。

だから、ひとたび家族や、親類や、隣り近所や、縁故者でない赤の他人にたいすると、この親切な日本人が、おそろしく不親切になってしまう。ことに、一般公共のためとか、一般社会のためとかいうことになると、親切どころか、てんで関心をもたず、頭から問題としない⁽⁵²⁾」。

個人主義は、こうした利己主義、自己中心主義とはまったく「正反対のもの」である。

「個人主義は、個人の尊厳から出発する。個人は自主的な存在であり、その意味で独立である。しかし、……こ

の社会はそういう自主的な人間と人間との結合によって成立することを忘れてはいけない。自分が自主的な個人であるのと同じように、他人も自主的な個人であるとすれば、社会の根本の原理は、各人がたがいに他人の自主性を尊重する、ということではなくてはならない。他人の自主性を尊重することが、つまり、自分の自主性を尊重することにはかならないのである。しかも、ここにいう『他人』は、家族や、親類や、隣り近所や、縁故者にかぎられない。ひろく人類一般である。したがって、個人を尊重することは、なにより、他人の自主性を尊重することであり、それは、結局、正しい意味において『私』を捨てて『公』につくということである。『私』的に考えずに、『公』的に行動するということである⁽⁵³⁾。

かくして、日本国憲法の根本原理たる「個人の尊厳」、個人主義は、日本人の利己主義、自己中心主義を「克服してはじめてかち得られる」ことになるのである。では、この個人主義を実現するために、個々人は、社会生活においてどのような態度をとることが要請されるのか。項を改めて宮沢の説くところを見ておこう。

- (43) 宮沢俊義「終戦と映画」新人一九四六年九月号四八頁。
- (44) 宮沢俊義「このごろの映画」銀杏の窓一七八頁。
- (45) 宮沢・前出注(43) 四八頁。
- (46) 宮沢・前出注(43) 四九頁。
- (47) 宮沢・前出注(44) 一八〇頁。
- (48) 宮沢・前出注(2) 一三八頁。
- (49) 宮沢俊義「個人の尊厳ということ」神々の復活九七頁(一九五五年)。
- (50) 宮沢・前出注(49) 九八頁。
- (51) 宮沢・前出注(49) 九九〜一〇〇頁。

(52) 宮沢・前出注(49) 一〇二頁。

(53) 宮沢・前出注(49) 一〇三―四頁。

(二) 社会生活の作法

戦後の新しい憲法体制の発足に際して、宮沢が何事にも勝って熱っぽく説いたのは、「民主主義の外形だけでなく、その精神を確立すること」の必要性であった。⁽⁵⁴⁾ 即ち、「古い日本がほろびて、あたらしい日本が生まれつつある」現在、憲法が新しくなり、政治の更新もまた要請せられているのに対応して、「倫理も衣がえをしなくてはならない」⁽⁵⁵⁾。新しい倫理は、しかも、新憲法の根本原理から「生まれなくてはならない」⁽⁵⁶⁾。では、憲法に由来する新しい倫理とは何か。宮沢は、一九五〇年の「民主的な態度とは」と題するエッセイにおいて、たくさんの人間が住むこの社会のなかで「自分も、ほかの人たちも、同じようにこれを人間として尊重し、大切にするのが、民主主義であ」り、従って、「人間がおたがい他人にめいわくをかけないように注意することが、民主主義の第一歩であ」って、「正当な理由がないのに、他人にめいわくをかけることは、民主主義に反する」とし、民主的態度に反するものとして次のような実例を挙げている。

まず、予め約束もなく現れる来訪者である。

「前ぶれもなく、突然訪ねてくる人がある。やりかけた仕事を中止して玄関まで出て行って、御用は、と聞くと、それに何も答えずに、あわててオーバーをぬぐうとする。オーバーを着たままきさきと要件をいってくれればいいのにと思っていると、ようやくぬぎおわり、あらためていねいに礼をして、『はじめまして』とか何とかあいさつがある。それから、『お暖かくなりました』とか、『めっきり寒くなりましたが』というまくらがあつて、これこ

れかようしかじかの用件について、ちょっとお目にかかりたい、という話になる。お目にかかりたいものもないものだ。本人がもう出て来てちゃんとお目にかかって話までしているではないか。こうおもって、かさねて、で、御用は、と聞くと、げげんな顔をする。まさか玄関で立ちばなしもできないという表情である。部屋へはいりこんで、ゆっくり話したいという料簡とみえる。とんでもない話である。人がどんなに忙しい仕事をしているかもしれないところへ、約束もなしに不意に訪ねて来て、上りこんで話そうというのはひどい、他人の時間を盗む泥棒みたいなものである。あがっていたただく時間がないから、ここで御用を承りたい、とことわると、立ちばなしで、たいへん失礼ですが……ということわりづきで、ようやく本論にはいる。こうしている間に、三分や、五分はすぐたつてしま⁽⁵⁷⁾う。

これについて、宮沢は、「招かれたのではなく、人を訪ねたら、最小限の時間で、用件をすませて引きあげるのが、主体的な態度というものであり、「オーバーの如きは、ぬいでゆっくりしろと相手にいわれるまでは、ぬぐべきではなく、「オーバーをぬぐひまに、さっさと用件を話すべきである」とする。

次に、電話や郵便の用い方についてである。

「電話をかけて来て、ぜひお目にかかりたいという人がある。それでは、いつどこでお目にかかろうと約束して、さて合ってみると、きわめて簡単な用事である。こんな用事なら、なぜこのあいだ電話で話したときに言ってくれなかったのか、というと、『電話ではあまり失礼ですから』という返事である。どうもおかしな話である。

電話ですむ用事は、電話ですますのが、おたがいのためである。必要もないのに面会を求めするのは、無用に人めいわくをかけることであり、決して民主的な態度とはいえない。

電話ですむ用事のために、わざわざ面会を求めるのは、民主的でないが、郵便ですむ用事のために、相手を電話

口まで呼び出すのも民主的でない。

郵便は相手にめいわくをかける程度が、比較的に低い。たとえば、自分のところへ、山のようにたくさんのがキが来たとする。めいわくはめいわくだが、それでも、一人のお客に訪ねられて来て、一五分でも、三〇分でも、時間をつぶされるのにくらべれば、めいわくの程度ははるかに小さい。だから、郵便ですむ用事は、ぜひ郵便ですませるのが、ほんとうの思いやりのある態度、つまり民主的な態度である。相手の人がつい近くに住んでいて、郵便を出すより訪ねて行ったほうが便利だという場合でも、相手になるべくめいわくをかけないような心づかいこそ、民主的というべきである⁽⁵⁸⁾。

宮沢は、さらに、母校（旧制中学校）における講演中、一部の生徒が「ベチャベチャしゃべりつづける」のにたまりかねて発した小言を紹介している。

「私の話を聞いていて、たいくつしたら、あくびをしてもいい。いねむりをしてもいい。いっそ外へ出て行くのも大いによろしい。しかし、自分一人で〔講演を〕聞いているのではない。多勢いっしょに聞いている以上は、他人にめいわくになるようなことは、できるだけ慎まなくてはいけない。これが民主的な態度というものだ。人が話をしているのに、ベチャベチャしゃべったら、話す人にとって大めいわくであるばかりでなく、ほかの聞き手にとっても非常なめいわくだ。話がはじまらないうちから、少しも聞こうとせず、ガヤガヤしゃべるのは、きわめて反民主的だ。……」⁽⁵⁹⁾

そのほか、「バスの乗り場で多くの人がきちんと行列を作っているのに、横からわりこむ人、汽車の中で自分が立っているときは『三人がけにしましょう』とかいって、むりにつめてすわりこむくせに、自分がすわっていると絶対に三人がけをみとめない人、多勢で相談するとき、自分の意見がなげられるだけで、決して他人の意見を聞こうと

しない人、さらには他人に自分の意見を聞かせるだけで、決して他人の話に耳を傾けない人……。これらは総て「民主主義の反対物」である。

要するに、民主主義は「自由」を尊重するが、その「自由」は決して「わがまま勝手」ではない。自分の「自由」を尊重する者は、全くそれと同様に、他人の「自由」を尊重しなくてはならないのであり、それは、換言すれば、「できるだけ他人にめいわくをかけないようにすることである」。これがまさに「民主主義の本領」である。⁽⁸⁸⁾⁽⁶¹⁾

(54) 宮沢俊義「いのちの価値」平和と人權一一六頁（一九六九年）。

(55) 宮沢俊義「新しい倫理と貞操観」神々の復活一一二頁（一九五五年）。

(56) 宮沢・前出（55）一四四頁。

(57) 宮沢俊義「民主的な態度とは」神々の復活一一八頁。

(58) 宮沢・前出（57）一二〇頁。

(59) 宮沢・前出（57）一二二頁。

(60) 宮沢・前出（57）一二三頁。その極付は、一九五一年の「酒のみ方」と題するエッセイである。そのなかで、宮沢は、

「多年の経験から、日本人の酒のみ方には、非常な不満をもっている……少し大げさにいえば、日本人の酒のみ方を改革することは、日本人の世界人としての地位を確立する上にも絶対に必要だとおもっているくらいである」としたうえで、次のように語る。

「友だちと酒をのむ席で、私はいやがる人には決して酒をすすめない。誰だって、のみたくなければ、のまない自由をもつただから、その自由を侵すのは、よろしくない。私は自分で自分のみたいだけのむ。のみたくなくなったら、やめる。のみたい間は、人からすすめられれば、盃を出してありがたく酌をしてもらおう。しかし、のみたくなくなったら、いくらすすめられてものまない。『それでももうひとつ、ぜひ』といってすすめてくれる人もあるし、『ぼくが酌をするというのにまんという法があるか』などと強迫がましいことをいう奴もある。もちろん、ほんとうに強迫されれば話は別だが、そうでないかぎり、いやになったら、いくらすすめられてものまない。これが私ののみ方である。」宮沢俊義「酒の

のみ方」神々の復活一三四―五頁。

(61) これと関連して、宮沢は、一九四七年の「民主化の測定」と題するエッセイのなかで、民主主義の履き違えについて次のような具体例を示している。

「電車にのると『禁煙』という掲示がある。そばに No Smoking と書いていないに英語まで書いてある。説明するまでもなく、煙草をのんではいけないことである。むかしから、電車には『禁煙』と書いてあった。そしてむかしは電車の中では誰も煙草をのまなかった。ところが、このごろはみんな『禁煙』の掲示の下で堂々と煙草をのんでいる。教育のなさそうな連中だけではない。紳士然たる(?)人ものんでいる。制服制帽の学生までが負けるものかとのんでいる。見ていると車掌も少しも文句をいわない。たしかに、ここに、『自由』が実現されている。電車の中で煙草をのむ『自由』が実現されている。

考えてみると、むかしは『自由』でなかった。『禁煙』とあれば煙草をのむことは許されなかった。掲示を無視する『自由』は存在しなかった。その頃は煙草はたくさんあったので、のもうとおもえばいくらでものめた。それでも『禁煙』と書いてあると、誰ものもななかった。たまにうっかりしてのんでいようものなら、きつと車掌から注意された。

そこへ行くと、このごろの日本人はなかなか『自由』である。『禁煙』とあろうが、No Smoking とあろうが、人は生まれながらにして煙草をのむ権利があるというので、平気でふかす。そんなに電車の中で煙草がのみたければ、まず『禁煙』の掲示をおろして、それからのだらうとおもうのであるが、『禁煙』の掲示の下で煙草をのむところに、『自由』の『自由』たる所以のものがあると見える」。宮沢俊義・銀杏の窓一二二―三頁。

むすび

本稿では、主として昭和二〇年代前半、憲法制定前後における宮沢の作品を素材に、宮沢の戦後民主主義論の一端を紹介してみた。そこでは、リベラル・デモクラット宮沢の社会啓蒙家としての面目が躍如しているように思われ

る。戦前、科学的分析を試みることによってデモクラシーを擁護しようとした面影は、少なくともこの時期の宮沢の民主主義論からは殆ど窺うことができない。まさしく、新しい憲法の制定とその理念の普及・実現という時代が、かかる宮沢の活動を要請したのである。ただ、宮沢は、この時期、デモクラシーの理念を説く一方で、「いま、世界をおびやかしている『つめたい戦争』」を、嘗て彼が分析した「『民主制の危機』の現代版」として見て、「民主制の危機」に関する戦前の論文を一冊の本にまとめあげ、「世に送」っていることが看過されてはならないように思われる。⁽⁶²⁾蓋し、この期から後の宮沢にとって、憲法で示された民主主義の理念を実現することと、冷戦に伴う民主主義の新たな危機を見極めることが共に課題となるからである。これについては、稿を改めて検討してみることにはしたい。

(62) 宮沢・前出注(4)二頁。